

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	上牧町
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.kanmaki.nara.jp/town/mynumber

執行機関名 上牧町長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	上牧町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による補助金交付に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月条例第30号)別表第1の9の項、別表第2の9の項 上牧町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による補助金交付に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第1条	上牧町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、 <u>子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</u>	第1条 この要綱は、 <u>私立幼稚園の設置者(以下、「設置者」という。)が保育料の減免をする場合に、上牧町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		上牧町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 2 号	上牧町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 第3条
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十二條の届出に係る事実についての審査に関する事務	上牧町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第2条の規定による所得階層の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 2 号ロ	上牧町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 第2条別表
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報